

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

岩倉市の人口構造は、国勢調査の結果から、平成17年の47,926人をピークに減少傾向であり、令和2年には47,983人、生産年齢人口についても同様に、令和2年には3万人を下回る状況である。

本市の産業構造は、製造業や卸売・小売、その他サービス業など多岐に渡っており、そのほとんどが従業員100人未満の中小企業である。また、市内の事業所数は平成8年をピークに減少傾向であり、商業の衰退、製造業全体の規模縮小など経済活力の低下が懸念されている。現在、市内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

本市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、限られた人員による事業の効率化を図ることとする。これにより、本市の中小企業が設備投資を積極的に行い、人口減少局面においても経済発展していくことが期待される。

これを実現するための目標として、計画期間中に年10社程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業や卸売・小売、その他サービス業など多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市内面積が10.47平方kmと狭く、全域に立地しているため、本計画の対象区域は市内全域とする。

（２）対象業種・事業

本市の産業は、製造業や卸売・小売、その他サービス業など多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性を向上する必要があるため、全業種を対象とする。

生産性向上に向けては、ロボットやAIによる自動化の推進、IoT や ICT 機器導入による業務効率化、省エネの推進等、業種や事業者によって多様な取組が想定される。したがって、本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４ 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間又は、５年間とする。

５ 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。